

新しい総合事業対比表

＜現行＞

＜平成28年度以降＞

介護給付 (要介護1～5)

現行と同様

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)
訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

現行と同様

介護予防給付 (要支援1～2)

事業に移行

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1～2、それ以外の者)

全市町村
で実施

事業に移行

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

多
様
化

地域支援事業 (上限3%)

介護予防事業

- 二次予防事業
 - ・運動器機能向上事業
 - ・二次予防事業対象者把握 等
- 一次予防事業
 - ・通所複合型介護予防事業
 - ・退職後男性閉じこもり予防事業 等

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

一元化

包括的支援事業・任意事業

①基本事業分

- 地域包括支援センターの運営
- 介護給付費適正化事業 など

②重点事業分

- 地域ケア会議
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進(認知症初期集中支援チームなど)
- 生活支援サービスの体制整備(コーディネーターの配置 等)

一元化

地域支援事業 (全体上限撤廃)